

福岡県ベンチャービジネス支援協議会

フィリピンにおける現地情報

2022 年 12 月 1 日株式会社フェアコンサルティング渡邊 悠

1. フィリピンの状況 (2022年11月18日現在)

フィリピン労働雇用省(DOLE: Department of Labor and Employment)は、大統領令第7号(EO: Executive Order No. 7)に準拠し、民間企業の全ての労働者および職場を対象とするマスク着用のガイドラインを公表し、職場でのマスクの着用を任意とすると発表した。ただし、クリニック、病院、介護施設などの医療施設および救急車等の医療車両、陸・海・空の公共交通機関ではマスクの着用義務が継続される。高齢者や免疫不全、併存疾患のある人、妊婦にはマスクの着用を強く勧めている。

また、11 月 2 日フィリピン政府発表は、新たな入国規制を発表した。概要は以下の通りである。最新の規制については、随時確認されたい。

- ① 完全にワクチンを接種した者 (Fully Vaccinated) 下記の条件を両方満たす場合は、完全にワクチンを接種した者とみなされ、 出国前の検査を免除される。
 - A) 出発国からの出発日時から遡って 14 日以上前に、ファイザー等 2 回接種する 種類のワクチンを 2 回接種済み、またはヤンセン等 1 回接種する種類のワクチンを接種済みのこと。
 - B) 世界保健機関が発行した国際ワクチン接種証明書、VaxCertPH、外国政府の国または州の紙面/デジタルの接種証明書、その他のワクチン接種証明書のいずれかのワクチン証明証を携帯/所持していること。
- ② ワクチン未接種、一部ワクチン未接種、ワクチン接種状況を検証できない者
 - A) フィリピン到着時に、出発国の出発日時から遡って 24 時間以内(経由便利用者は乗り継ぎ空港の敷地外ないし乗り継ぎ国に入域・入国していないことが条件)の陰性の抗原検査結果を提示すること。
 - B) 上記Aの抗原検査で陰性の証明を提示できない者は、空港到着時に医療施設、研究所、診療所、薬局、又はその他の同様の施設で医療専門家によって実施および認定された検査室の抗原検査を受ける必要がある。
 - C) 上記 B の抗原検査で陽性となった場合は、フィリピン保健省 (DOH: Department of Health) の検疫、隔離規則に従う。

2. PEZA IT-BPM 登録企業の BOI への登録変更手続き

財政インセンティブ審査委員会(FIRB: Fiscal Incentive Review Board)により、公表された理事会決議書 FIRB Resolution No. 026-22 に関して、貿易産業省(DTI: Department of Trade and Industry)より通達 Memorandum Circular No. 22-19 が公表され、投資委員会(BOI: Bureau of Investment)への変更手続きに関する詳細が発表された。また、その後フィリピン経済特区(PEZA: Philippine Economic Zone Authority)



より通達 Memorandum Circular No. 2022-067、Memorandum Circular No. 2022-070が発表され、IT 登録企業の BOI への移行手続きに必要な書類の PEZA への提出期限は、2022 年 12 月 16 日までと発表された。

3. PEZA 登録企業の HMO への VAT ゼロ適用

PEZA 登録輸出型企業が従業員の保険料を HMO (Health Maintenance Organization)に支払う場合、登録事業に直接従事する従業員に対する保険料の支払いについてのみ、VATゼロレート適用となることが通達 Revenue Memorandum Circular No. 137-2022 によって公表された。ただし、従業員の扶養家族、また登録事業に直接従事しない従業員(例:管理系部門)の保険料支払いについては、VATゼロレートは適用されない。登録輸出型企業は個々の従業員の情報を網羅的に記載したリストを作成し、登録事業に直接従事する従業員の保険料のみ VAT ゼロレートであることをサポートする資料として当通達に付随する Annex A を HMO に提供することが求められている。

4. 10月中に発表されている会計・税務等に関する主な内容

発行日	発行元	通達番号	内容
10月28日	BI	プレスリリース	BI はニノイ・アキノ国際空港第3ターミナル3階に、24時間営業のオフィスを開設した。外国人のビザ延長、出国クリアランス申請手続きに対応している。

〈コラム〉

2022 年も残すところあと僅かとなっており、日本の親会社からフィリピン現地法人に出向してフィリピンに滞在する日本人駐在員の個人所得税の申告に関するご相談を最近よく受けるようになってきた。フィリピンでは、日本人駐在員のような外国人の場合はフィリピンにおける課税対象所得はフィリピン国内源泉所得であるため、給与の支払元や受領場所が日本であれフィリピンであれ、フィリピンに滞在する日本人駐在員が受領したフィリピンにおける労働の対価である給与所得等はすべてフィリピンにて申告することになる。個人所得税は12月末で締めて翌年4月15日までに申告および納税を行う。各日本人駐在員の個人所得税の申告は、前提条件によって申告の要否が変わるため注意が必要である。例えば、同じ日本人駐在員であっても、当該駐在員の給与をすべてフィリピン現地法人が負担している場合は当該給与に対する所得税は毎月の源泉徴収の対象となるが、親会社である日本法人が給与を負担している場合は当該給与に対する所得税はフィリピン現地法人における源泉徴収の対象に含まれないため、日本人駐在員が自発的に個人所得税の申告を行わない限りフィリピンにて適切に所得税を納税することができない。よくある事例として、日本人駐在員の給与をフィリピン人従業員に知られないために、フィリピン現地法人における給与はフィリピ



ン人従業員の給与水準よりも少し高い程度に設定しておき、日本人駐在員の本来の給 与額との差額は日本法人が負担する、というものがある。この場合、日本法人が負担 した給与に対する所得税はフィリピンにて個人所得税の申告および納税を行わない限 り脱税と同じ状態になっていると言えるため、フィリピンの税務局から所得税の納税 漏れを指摘されるリスクがある。ここで留意すべきことは、フィリピン現地法人の従 業員には日本人の給与情報を開示できないため、フィリピン現地法人には知られず に、かつフィリピンの税務コンプライアンスを遵守しなければならないという点であ る。このようなフィリピン独自の事情があるため、日本法人が日本人駐在員個人に支 給した給与を含む確定申告および納税は、フィリピン現地法人を介さずにフィリピン の税務局へ納税するスキームにて実施する必要がある。その場合、フィリピン現地法 人とはまったく別の会計事務所などに委託して確定申告および納税を代行してもらう 方法が一般的となっている。個人所得税は BIR Form 1700 が申告書のフォーマットと なっており、給与額のグロスアップ等必要な調整を行いながら個人所得税額を計算 し、当該申告書を作成したうえで納税を行う必要がある。納税方法は原則銀行等での 窓口対応となるため、小切手を持ち込んで支払いを行う場合が多い。上記以外にも留 意すべき点は存在するため、日本人駐在員ご本人、もしくは日本法人の人事部や経理 部の方々がフィリピンの個人所得税法に詳しくない場合は、専門家にご相談いただく ことをお勧めする。

お問い合わせ先

FAIR CONSULTING GROUP PHILIPPINES, INC.

Unit 2103, 21F, Philippine Axa Life Centre, 1286 Sen. Gil Puyat Ave. corner Tindalo St., Makati City, Metro Manila, Philippines 1200

TEL: +63-2-8832-5408

WEB: https://www.faircongrp.com/

■ 米国公認会計士・米国税理士 杉山 陽祐 / Yosuke Sugiyama (USCPA, EA)

E-Mail: yo. sugiyama@faircongrp.com

■ 日本公認会計士 大久保 匠悟 / Shogo Okubo (CPA)

E-Mail: sho. okubo@faircongrp. com

■ 渡邊 悠 / Haruka Watanabe

E-Mail: ha. watanabe@faircongrp.com

「FCG フィリピン ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。 「FCG フィリピン ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。 フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG フィリピン ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。